

# 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第5号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 行政財産の目的外使用許可等に関する事務

所管所属：住吉区役所

通知を受けた日：令和6年4月24日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>1 目的外使用許可の手続について是正及び改善を求めたもの</p> <p>(1) 意思決定過程について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住吉区役所において、決裁に許可理由が記載されておらず、いずれの審査基準に該当するのかなど、使用許可の判断基準が不明確であるものが確認された。</li> <li>■ 住吉区役所において、決裁に使用料減額（免除）理由若しくは保証金免除理由、又はその両方が記載されておらず、使用料減額（免除）や保証金免除の判断過程が不明確であるものが確認された。</li> </ul> <p>(2) 遵守すべき手続上のルールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住吉区役所において、消費税等の課税・非課税区分に応じて、使用料に消費税等を適正に転嫁していなかった。</li> <li>■ 住吉区役所において、契約管財局が定める基本的なルールが浸透しておらず、次のとおり適正に事務処理が行われていない事実が散見された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新版の許可書様式を使用していなかったため、不服申立てに係る教示が改正前の行政不服審査法の内容となっていたもの（住吉区役所）</li> <li>・使用料金額は正しく算定されているものの、許可書上の消費税等の記載（税込み・税抜き表示）に誤りがあるもの（住吉区役所）</li> <li>・貸付・借受システムへの入力内容に誤りがあるもの（住吉区役所）</li> </ul> </li> </ul> <p>【指摘事項1】</p> <p>1. 住吉区役所は、契約管財局が定めたルールに基づき適正に事務を実施できるよう、起案文のひな形、許可書等の標準様式に基づき事務処理を行われたい。</p> <p>また、下記4のような契約管財局の支援の下、適正な事務処理が行われているかを所属内でチェックできる有効な仕組みを構築されたい。</p> <p>3. 住吉区役所は、所属内の許可事案の使用料について、消費税等の課税・非課税区分が正しく適用されているか確認を行い、誤りのあった事案については過年度分も含めて適切な対応をとられたい。</p> <p>(参考)</p> <p>4. 契約管財局は、制度所管所属として上記の現状を踏まえ、手続の基本事項について、財産管理主任等を通じて周知徹底や研修を実施する等により、各所属が自己点検・確認を行い、適正な事務処理を実施できるよう支援されたい。</p>	<p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約管財局が所属サイトに掲載している起案文のひな形、許可書等の標準様式について、起案の都度ダウンロードを行い、常に最新の様式を使用するよう令和6年1月に所属内財産管理関係課に周知を行った。</li> </ul> <p>【3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度分も含め調査した結果、消費税等の課税・非課税区分に誤りがあった事案について、追徴及び還付実施済。</li> <li>【追徴：6件667円（令和5年12月納付済）、還付2件8,772円（令和6年2月還付済）】</li> <li>・再発防止策として、契約管財局の起案文のひな型に消費税等の課税・非課税チェック区分を追加し、令和6年1月から運用を開始した。</li> </ul>	措置済	令和6年2月6日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	<p>2 保証金の取扱いについては是正及び改善を求めたもの</p> <p>■ 住吉区役所においては下記事例アの事務処理を契約管財局に相談・確認せずに行っていた。</p> <p>&lt;事例&gt; ア 住吉区役所において、許可決裁時には使用料が全額前納されることが確定していないという理由から、許可書上は保証金を徴収するとしていながら、使用開始までに全額納付を確認したことにより、変更許可書を作成することなく、運用として保証金を免除していた。</p> <p>また、同様の理由から、標準様式である許可書に独自にただし書きを追記することにより、保証金の取扱い（徴収又は免除）を確定させないままに許可を行っていた。</p> <p>【指摘事項3】 1. 住吉区役所は、ルールの運用について不明な点がある場合には、管財事務にかかる相談対応実施要領を活用するなど、契約管財局あて適切に相談・確認を行うよう所属内に周知するとともに、同様の事務処理誤りが生じないよう相談結果等についても組織共有されたい。</p>	<p>【1】 ・ルールの運用について不明な点がある場合には、「管財事務にかかる相談対応実施要領」を活用する等、確認方法についてフロー図を作成し、令和6年1月に所属内財産管理関係課に周知を行った。また、契約管財局への相談結果についても、所属内で共有を行うようフロー図に記載し、令和6年1月に所属内財産管理関係課に周知を行った。</p>	措置済	令和6年1月22日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	<p>3 現地管理について改善を求めたもの</p> <p>■ 住吉区役所においては、許可条件と使用状況が一致しているかの履行確認に関して、目視により行っているとの説明であったが、特に庁舎内にある許可物件については日頃から目の当たりにするという実状もあり、その記録までは残しておらず、実施状況や結果について組織共有されているかを確認できなかった。</p> <p>【指摘事項4】</p> <p>1. 住吉区役所は、行政財産の目的外使用許可を行うに当たり、下記2のような契約管財局の支援の下、庁舎内の許可物件のように日常管理を十分に行えるものか、物件の管理状況を勘案の上、必要に応じて履行確認の記録を残すなど、その取扱いを整理し、適切に現地管理を実施されたい。 (参考)</p> <p>2. 契約管財局は、制度所管所属として、各所属において適切に現地管理が行われるよう、普通財産だけでなく目的外使用許可物件についても必要に応じて履行確認の記録を残すよう注意喚起を行うなど、有効な支援を実施されたい。</p>	<p>【1】</p> <p>・住吉区役所庁舎内における使用許可であるため、日頃から目視により確認を行っていたが、記録としては残していなかったため、履行確認チェックリストを作成し、定期的に記録を残す等、適切に現地管理を実施するよう運用を開始した。(令和6年1月に所属内財産管理関係課に周知済)</p>	措置済	令和6年1月22日